

北広島市議会議長交際費の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、議長の交際費の支出に係る情報の公表(以下「議長交際費の公表」という。)を行うことにより、議会運営の透明性を高め、もって市民の議会に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公表内容)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

2 前項の規定にかかわらず、見舞い、弔意等に係る支出であって支出の相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合その他北広島市情報公開条例(平成11年北広島市条例第2号)第6条第1項に規定する非公開情報に該当する場合は、その内容を公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条第1項第1号に規定する支出区分は、北広島市議会議長交際費の支出の基準に関する要綱(平成20年5月22日決裁)第4条に規定するところによるものとする。

(公表時期)

第4条 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の20日までに公表するものとする。

(公表方法)

第5条 議長交際費の公表は、その内容を市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。